

電力需給約款

平成28年4月1日実施

株式会社 池見石油店

電力需給約款

目次

第 1 条	適用.....	2
第 2 条	電力需給契約約款の変更.....	2
第 3 条	用語の定義.....	2
第 4 条	単位及び端数処理.....	3
第 5 条	本約款に定めのない事項.....	3
第 6 条	契約の申し込み.....	3
第 7 条	電力需給契約の単位.....	5
第 8 条	供給の開始.....	5
第 9 条	検針及び電気料金の算定.....	5
第 10 条	料金の算定期間.....	5
第 11 条	料金の支払義務並びに支払期限日.....	6
第 12 条	料金及び延滞利息の支払方法と当社への支払日.....	6
第 13 条	延滞利息.....	6
第 14 条	需要場所への立入りによる業務の実施.....	6
第 15 条	電気の使用に伴うお客様の協力.....	7
第 16 条	供給の停止又は解約.....	7
第 17 条	供給停止の解除.....	8
第 18 条	供給停止の期間中の料金.....	8
第 19 条	違約金.....	8
第 20 条	供給の停止又は使用の制限もしくは中止.....	8
第 21 条	制限又は中止の料金割引.....	8
第 22 条	損害賠償の免責料金の支払義務並びに支払期限日.....	8
第 23 条	設備の賠償.....	9
第 24 条	電力需給契約の変更.....	9
第 25 条	名義の変更.....	9
第 26 条	電力需給契約の終了.....	9
第 27 条	需給開始後の電力需給契約終了又は変更に伴う料金及び工事費の精算.....	9
第 28 条	解約.....	10
第 29 条	電力需給契約消滅後の債権債務関係.....	10
第 30 条	需給地点及び施設.....	10
第 31 条	計量器等の取付け.....	10
第 32 条	電流制限器等の取付け.....	11
第 33 条	供給設備の工事費負担金.....	11
第 34 条	需給開始に至らない場合、又は需給開始前に変更される場合の費用の 申し受け.....	11
第 35 条	調査に対するお客さまの協力.....	11
第 36 条	保安等に対するお客さまの協力.....	11
第 37 条	反社会的勢力の排除.....	12
第 38 条	管轄裁判所.....	12
付則.....		13

第1条 適用

この電力需給約款（以下「本約款」といいます。）は、株式会社 池見石油店（以下「当社」といいます。）が北海道電力株式会社（以下「一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款（以下「託送約款」といいます。）に定める託送供給により、お客さまに低圧で電力を供給するときの電気料金その他の供給条件を定めたものです。

本約款は、平成28年4月1日より実施いたします。

第2条 電力需給契約約款の変更

- (1) 北海道電力株式会社の定める託送供給約款が改定された場合、法令・条例・規則等の改正により約款変更の必要が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、本約款を変更することがあります。この場合には、電力売買約款に定める供給条件は、変更後の電力売買約款によります。

なお、当社は、本約款を変更する際には、お客さまにあらかじめお知らせするものとし、変更後の約款は当社のホームページにて掲載することで差し替えといたします。

- (2) 本約款における消費税等相当額の金額は、法令の改正により消費税及び地方消費税の税率が変更された場合には、電力需給契約の有効期間内であっても、改正法令施行日以降は新たな税率に基づいて算出した金額に改めるものとします。この場合、消費税等相当額を含めて表示された料金単価についても、改定後の税率に基づいて新たに算出された消費税等相当額を含む金額に改めるものとし、変更された税率に基づき本約款を変更いたします。この場合における本約款の変更に関する手続きは（1）と同様といたします。

第3条 用語の定義

以下の言葉は、本契約においてそれぞれ以下の意味で使用いたします。

- (1) 低圧
標準電圧100ボルト又は200ボルトをいいます。
- (2) 電灯
LED、白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
- (3) 小型機器
主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、又は妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。
- (4) 動力
電灯及び小型機器以外の電気機器をいいます。
- (5) 契約負荷設備
契約上使用できる負荷設備をいいます。
- (6) 契約主開閉器
契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまが使用する最大電流を制限するものをいいます。
- (7) 契約電流
契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。
- (8) 契約容量
契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。
- (9) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(10) 検針

一般送配電事業者が設置した計量器により、一般送配電事業者が使用電力量の計量を行うことをいいます。

(11) 検針日

一般送配電事業者が実際に使用電力量の計量を行った日又は行ったものとされる日（電力需給契約を終了又は解約された日も含みます。）をいいます。

(12) 貿易統計

関税法に基づき公表される統計をいいます。

(13) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいい、次の算式により算定いたします。その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

消費税等相当額＝料金×消費税等の税率／（1＋消費税等の税率）

(14) 消費税率

消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。

なお、本約款においては8パーセントといたします。

(15) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）に定める賦課金をいいます。

第4条 単位及び端数処理

本約款において料金その他を算定する場合の単位及びその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワット又は1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (5) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。ただし、途中計算の過程においては、小数点以下第3位を切り捨てます。

第5条 本約款に定めのない事項

本約款に定めのない事項は、その都度お客さまと当社との協議によって定めます。

第6条 契約の申し込み

(1) 電力需給契約の申し込み

お客さまが電力需給契約を希望される場合は、当社所定の方法により申し込んでいただきます。

(2) 電力需給契約の成立

イ. 電力需給契約は当社がお客さまの申し込みを承諾し、電力の供給を開始した日に成立いたします。

ロ. 当社は、次のいずれかの理由により、電力需給契約の申し込みを承諾しないことがあります。

なお、この場合は、その理由をお知らせいたします。

- (A) 法令、電力の需給状況、供給設備の状況等によりやむを得ない場合。
- (B) 契約期間満了前に解約されたお客さまから、再度同一需要場所で、電力需給契約のお申し込みがあった場合、かつ、その供給開始の希望日が過去の契約の解約の日から1年に満たない場合。
- (C) 過去に当社との電力需給契約を契約し、その際に本約款に違反した事実がある場合。
- (D) 過去に本約款に付帯する付帯割引約款に基づき付帯契約を契約し、その際に付帯割引約款に違反した事実がある場合。
- (E) お客さまの当社に対する支払状況が次のいずれかの場合。
 - a) 過去に当社との電力需給契約を契約し、その際に当社に対する料金又は延滞利息が支払期限日を経過してもなお支払いがない、もしくは支払期限日を過ぎて支払った事実がある場合。
 - b) 当社の他の契約の債務（本約款に基づく電力需給契約以外の契約によって支払いを要することとなった債務）が支払期限日を経過してもなお支払いがない、もしくは支払期限日を過ぎて支払った事実がある場合。
 - c) 過去に当社と他の契約の債務が支払期限日を経過してもなお支払いがない、もしくは支払期限日を過ぎて支払った事実がある場合。
 - d) 料金の支払方法に口座振替をご了承いただけない場合。

(3) 電力需給契約の期間

- (A) 契約期間は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の一般送配電事業者による検針日までといたします。なお、契約を変更した場合は、契約変更の適用開始日から、同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の一般送配電事業者による検針日までといたします。

ただし、契約期間満了月の2ヶ月前までにお客さまと当社の双方が契約内容について変更又は終了の申し入れのない場合は、この電力需給契約は、契約期間満了日の翌日から同一条件で継続するものといたします。

(4) 需要場所

当社は、原則として、次の場合を1需要場所といたします。

(A) 1構内をなす場合。

1構内を1需要場所とします。なお、1構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。

(B) 1建物をなす場合。

1建物を1需要場所とします。なお、1建物をなすものとは、独立した1建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上又は地下において連結され、かつ、各建物の所有者及び使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は1建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所といたします。

(C) 構内又は建物の特殊な場合。

①マンション等居住用の建物の場合。

1建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。

- a) 各部分の間が固定的な隔壁又は扉で明確に区分されていること。
- b) 各部分の屋内配線設備が相互に分離して設置されていること。
- c) 各部分に世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）があること。

②居住用以外の建物の場合。

1建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないとき又は各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として

1 需要場所といたします。

③ 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合。

1 建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、②と同様の取扱いとします。ただし、マンションと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限り①と同様の取扱いといたします。

(D) その他

構内に属さず、かつ、建物から独立して施設される街路灯等の場合は、施設場所を1 需要場所とすることができます。

第7条 電力需給契約の単位

当社は、1 需要場所について、1 契約種別を適用して、1 契約を結びます。なお、電灯又は小型機器と動力とを合わせて使用する需要で、従量電灯と低圧電力等合わせて使用する需要場所においては、電灯需要のうち1 契約種別と低圧電力をそれぞれ1 契約として結びます。

第8条 供給の開始

(1) 当社は、お客さまの申し込みを承諾したときには、お客さまと協議の上、需給開始日を定め、電力を供給いたします。

(2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむを得ない理由によって一般送配電事業者との手続きが完了しない場合には、あらためてお客様及び一般送配電事業者と協議の上、需給開始日を定めることとします。

第9条 検針及び電気料金の算定

(1) 検針は、一般送配電事業者が設置した計量器により、一般送配電事業者が行います。

(2) 検針日は一般送配電事業者が実際に使用電力量の計量を行った日又は行ったものとされる日とします。(電力需給契約を終了又は解約された日も含みます。)

(3) 次のいずれかに該当する場合は、一般送配電事業者が託送約款に定める方法により算定した電力量を基に、お客さまと協議の上、使用量を算定いたします。

① 一般送配電事業者の計量器の故障又は災害及び感染症の流行その他の不可抗力により一般送配電事業者が使用電力量を正しく計量できなかった場合。

② 使用電力量が計量器の故障又は災害及び感染症の流行その他の不可抗力により一般送配電事業者より当社に通知されなかった場合。

③ ①又は②に準ずる事態が生じた場合。

(4) 電気料金明細書の送付

①当社は、お客さまから当社に支払われるべき月ごとの金額と、基本料金および電力量料金等の内訳をつけた明細書を、一般電気事業者から当社に通知があった後、お客様に送付いたします。

②電力需給契約が終了又は解約された場合は、終了日又は解約日における使用電力量の計量結果が一般送配電事業者から当社へ通知があった後にお知らせいたします。

第10条 料金の算定期間

電気料金は、以下の場合を除き、「1月」を単位として算定し、「1月」とは、前月の検針日(一般送配電事業者が実際に検針を行った日または検針を行ったものとされる日をいいます。)から当月の検針日の前日までの期間(以下「検針期間」といいます。)とします。ただし、当社があらかじめお客さまに計量日(電力量または最大需要電力が一般送配電事業者が設置した記録型計量器に記録される日をいいます。)をお知らせした場合、「1月」とは、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間(以下「計量期間」といいます。)とします。

(1) お客さまに電気の供給を開始または本契約が終了した場合

(2) 契約種別、契約負荷設備または契約電力等を変更したことにより、電気料金に変更

があった場合

第11条 料金の支払義務並びに支払期限日

(1) お客さまがお支払いいただくべき料金の支払義務は、次の日（以下「支払義務発生日」といいます。）に発生いたします。

- ① 検針日（電力需給契約が終了又は解約された日も含みます。）。
 - ② 電力需給契約が終了又は解約された場合で、電力需給契約の終了日又は解約日以降に計量値の確認を行った際は、その日といたします。
- (2) 支払期限日は、検針日翌月の口座振替日といたします。
- (3) お客さまと当社との協議によって当社が継続して当社との他の契約の料金とまとめて請求することとした場合の支払期限日は、まとめて請求する料金のうち、最後に支払義務が発生する料金の支払期限日といたします。

第12条 料金及び延滞利息の支払方法と当社への支払日

料金及び延滞利息は、原則、口座振替により、お支払いいただきます。ただし、当社との他の契約の料金をお支払いいただいているお客さまは、他の契約の料金のお支払方法を継続することができます。

なお、口座振替が不能となっている場合の料金及び延滞利息は払込みの方法でお支払いいただきます。

(1) 料金及び延滞利息の口座振替

- ① 当社所定の申込書又は金融機関所定の申込書によりあらかじめ当社又は金融機関に申し込みをしていただきます。
- ② 料金及び延滞利息の口座振替日は、当社が指定した日といたします。
- ③ お客さまの口座から引き落とされた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。
- ④ 口座振替の手続きが完了するまでは以下の方法でお支払いいただきます。
 - a) 新たに当社の電力需給契約を申し込まれたお客さまは、払込みの方法。
 - b) 既に当社の電力需給契約を契約されているお客さまが、支払方法を変更する場合は、現在ご利用いただいている支払方法。

(2) 払込み

当社が作成した払込書又は当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が作成した払込書により、次のいずれかの場所でお支払いいただきます。その場合、①に払込まれた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。

- ① 当社又は債権回収会社が指定した金融機関。

第13条 延滞利息

お客さまが電気料金を支払期日までに支払わない場合には、当社は、支払期日の翌日から起算して支払いの履行日に至るまで、請求料金から、消費税等相当額、再生可能エネルギー発電促進賦課金およびその消費税等相当額を差し引いた金額に対して、一日あたり0.0274%の延滞利息をお客さまから申し受けます。この延滞利息は、お客さまが延滞利息の算定の対象となる電気料金を支払われた直後に支払い義務が発生する電気料金とあわせて支払っていただきます。

第14条 需要場所への立入りによる業務の実施

当社又は一般送配電事業者は次の理由によりお客さまの承諾を得て需要場所へ立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、お客さまは当社又は一般送配電事業者の需要場所の立ち入りを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の身分証明書を提示いたします。

- ①当社が電力需給契約の遂行上、需要場所への立ち入りが必要な場合。
- ②一般送配電事業者から立ち入り業務を実施する旨の要請があった場合。

第15条 電気の使用に伴うお客さまの協力

お客さまの電気の使用が次のいずれかに該当し、一般送配電事業者より要請がある場合は、お客さまの負担で、必要な調整装置又は保護装置を需要場所に施設していただくものとし、特に必要がある場合には、お客さまの負担で供給設備を変更し、又は専用供給設備を施設して、これにより電気を使用させていただきます。

なお、お客さまが発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合も同様の取扱いとします。

- ①他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合。
- ②他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定はその原因となる現象が最も著しいと認める地点で行います。）
- ③ ①又は②に準ずる場合。

第16条 供給の停止又は解約

(1) 次のいずれかに該当する場合、当社は、電気の供給停止を一般送配電事業者に依頼もしくは当社との電力需給契約を解約する場合があります。

- ① お客さまの責に帰すべき事由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合。
- ② お客さまが需要場所内の一般送配電事業者の電気設備をお客さまの責に帰すべき事由により損傷し、又は、亡失して、一般送配電事業者に重大な損害を与えた、又は与えるおそれのある場合。
- ③ 一般送配電事業者以外の者が需要場所における一般送配電事業者の電線路又は引込線とお客さまの電気設備との接続を行った場合。

(2) 次のいずれかに該当する場合で、当社がその旨を警告しても改めない時には、当社は、電気の供給停止を一般送配電事業者に依頼もしくは当社との電力需給契約を解約する場合があります。

- ① お客さまの責に帰すべき事由により生じた保安上の危険がある場合。
- ② お客さまが電気工作物の改変等によって不正に電気を使用した場合。
- ③ お客さまが契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用した場合。
- ④ お客さまが契約の適用範囲以外の条件で電気を使用した場合。
- ⑤ 第14条（需要場所への立ち入りによる業務の実施）の立ち入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否した場合。
- ⑥ 第15条（電気の使用に伴うお客さまの協力）によって必要となる適切な対応をとらない場合。
- ⑦ 上記①から⑥の場合以外でも、お客さまが本約款に違反した場合には、当社は電気の供給停止を一般送配電事業者に依頼もしくは当社との電力需給契約を解約する場合があります。

(3) 上記(1) (2)によって電気の供給停止をする場合には、一般送配電事業者は、一般送配電事業者の設備又はお客さまの電気設備において、供給停止のための必要な処置を行います。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をさせていただきます。

(4) お客さまが以下のいずれかに該当する場合には、当社は、電気の供給を停止することがあります。

- ①お客さまが電気料金を支払期日を30日経過してなお支払わない場合
- ②本約款によって支払いを要することとなった電気料金以外の債務（延滞利息、工事費負担金その他本契約から生ずる金銭債務をいいます。）を支払わない場合

第17条 供給停止の解除

第16条（供給の停止又は解約）によって、電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消した場合には、次のいずれかに該当する場合を除き、当社はすみやかに電気の供給を一般送配電事業者に依頼し、再開いたします。

- ① 災害及び感染症の流行その他の不可抗力による場合。
- ② その他特別の事情がある場合。

第18条 供給停止期間中の料金

第16条（供給の停止又は解約）によって電気の供給を停止した場合であっても、当社はお客さまからその停止期間中の月額の基本料金を増減することなく申し受けます。

第19条 違約金

お客さまが第16条（供給の停止又は解約）に該当し、そのために料金の全部又は一部の支払いを免れた場合は、当社は一般送配電事業者から請求された違約金をお客さまに当社へ支払っていただきます。

第20条 供給の中止又は使用の制限もしくは中止

当社は、次のいずれかの理由で一般送配電事業者より要請があった場合には、供給期間中に電気の供給を中止、又はお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。この場合には、当社は、あらかじめわかっている場合はその旨をお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急時等やむを得ない場合は、この限りではありません。

- ① 一般送配電事業者が維持及び運用する供給設備に故障が生じ、又は故障が生じるおそれがある場合。
- ② 一般送配電事業者が維持及び運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむを得ない場合。
- ③ 一般送配電事業者がその他電気の需給上又は保安上必要があると判断した場合。
- ④ 災害及び感染症の流行その他の不可抗力による場合。

第21条 制限又は中止の料金割引

当社は、第20条（供給の中止又は使用の制限もしくは中止）によって、電気の供給を中止し、又は電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次のとおり割引いたします。ただし、その原因がお客さまの責に帰すべき事由による場合、法規法令に基づく定期点検等に伴う中止の場合には、割引はいたしません。

① 割引率

1か月中の制限又は中止した日数ごとに、基本料金の4パーセントといたします。

② 制限又は中止の述べ日数の計算

日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、又は中止した日を1日として計算します。その延べ日数は一般送配電事業者より通知される日数に基づきます。

第22条 損害賠償の免責

- (1) 当社は、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できない場合であっても、当社の責に帰すべき事由によらない場合は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。
- (2) 第20条（供給の中止又は使用の制限もしくは中止）によって電気の供給を中止し、又は電気の使用を制限し、もしくは中止した場合でそれが当社の責に帰すべき事由によらない場合は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。
- (3) 第16条（供給の停止又は解約）によって電気の供給を停止又は解約された場合、又は第26条（電力需給契約の終了）によって電力需給契約を終了した場合、

もしくは第28条（解約）によって電力需給契約が解約された場合には、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。

- (4) 当社は、当社の責に帰すべき事由によらない場合は、お客さまが漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責任を負いません。
- (5) 災害及び感染症の流行その他の不可抗力によって、お客さまもしくは当社が損害を受けた場合、当社もしくはお客さまはその損害について賠償の責任を負いません。
- (6) (1) から (4) において一般送配電事業者の責に帰すべき事由による場合は、一般送配電事業者から賠償を得られた金額を限度とし、当社は、賠償金額をお支払いいたします。

第23条 設備の賠償

当社は、お客さまの責に帰すべき事由によって、その需要場所内の当社及び一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷又は亡失した場合は、その修理費、取替工事費等をお客さまに当社へ支払っていただきます。ただし、一般送配電事業者の設備等の場合は、当社は一般送配電事業者から請求された金額をお客さまに支払っていただきます。

第24条 電力需給契約の変更

- (1) お客さまが電力需給契約の変更を希望され、当社が承諾した場合には、当社所定の方法で契約の変更をしていただきます。この場合の料金適用開始日は申し込み以降の一般送配電事業者による検針日からとし、お客さまと協議の上、決定いたします。
- (2) (1) の電力需給契約の変更に伴い、当社がお客さまに対し供給条件の説明、書面交付及び供給開始後の書面交付を行う場合の取扱いは、第2条（電力需給約款の変更）(2) に準じます。

第25条 名義の変更

- (1) 新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用に関する全ての権利及び義務（前に使用されていたお客さまの料金支払義務を含みます。）を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望され、当社が承諾した場合には、当社所定の方法で名義の変更をしていただきます。
- (2) (1) の場合においても、前に使用されていたお客さまとの電力需給契約が消滅している場合には、第6条（契約の申し込み）に基づき、改めて当社所定の方法で申し込みをしていただきます。

第26条 電力需給契約の終了

お客さまが転居により電気の使用を終了しようとされる場合は、その終了期日を定めて、あらかじめ当社に連絡していただきます。当社は、原則として、その終了期日に需給を終了させるための手続きを行います。ただし、当社がお客さまの終了の連絡を終了期日の翌日以降に受けた場合は、連絡を受けた日に電力需給契約が終了するものといたします。

第27条 需給開始後の電力需給契約の終了又は変更に伴う料金及び工事費の精算

お客さまが次のいずれかに該当し、当社が一般送配電事業者より料金及び工事費の精算を求められた場合は、原則、お客さまに料金及び工事費の精算金を当社へお支払いいただきます。ただし、災害及び感染症の流行その他の不可抗力による場合はこの限りではありません。

- ① お客さまが、契約電流、契約容量を新たに設定された後、1年に満たないで電力需給契約を終了する場合。
- ② お客さまが、契約電流、契約容量を増加された後、1年に満たないで電力需給契約を終了する場合。

- ③ お客さまが、契約電流、契約容量を新たに設定された後、1年に満たないでその契約電流、契約容量の減少の変更をする場合。
- ④ お客さまが、契約電流、契約容量を増加された後、1年に満たないでその契約電流、契約容量の減少の変更をする場合。
- ⑤ ①から④に準ずる場合。

第28条 解約

(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合は、当社は電力需給契約を解約できるものといたします。この場合、解約する日の15日前までに予告するものといたします。

- ① 支払義務発生日の翌日から起算して60日（支払義務発生日の翌日から起算して60日目が当社営業日以外の場合は、その直後の営業日）を経過しても料金又は延滞利息のお支払いがない場合。
- ② お客さまと当社との他の契約の債務が支払期限を経過してもなお支払いがない場合。
- ③ 電気の供給開始後、3か月を経過しても口座振替による支払方法となっていない場合。
- ④ お客さまが本約款に違反した場合。
- ⑤ 本約款に付帯する付帯割引約款に基づき契約した付帯契約において、付帯割引約款に違反した場合。

(2) お客さまが、第26条（電力需給契約の終了）による通知をされないうで、その需要場所から転居されている等明らかに電気の使用をされていないと当社が判断した場合は、当社が契約終了の手続きを取った日に解約があったものといたします。

第29条 電力需給契約消滅後の債権債務関係

電力需給契約期間中に当社とお客さまに生じた料金その他の債権及び債務は、電力需給契約が終了又は解約されても、消滅いたしません。

第30条 需給地点及び施設

電気の需給地点（電気の需給が行われる地点をいいます。）は、一般送配電事業者の託送約款における供給地点といたします。

第31条 計量器等の取付け

(1) 料金の算定上必要な計量器（電力量計等をいいます。）、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器箱、変成器の2次配線、通信装置、通信回線等をいいます。）及び区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）は、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために当社及び一般送配電事業者がお客さまの電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。

なお、次のいずれかの場合は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。

- ① お客さまの希望によって計量器の付属装置を設置する場合。
 - ② 変成器の2次配線等の施設の際に、多額の費用を要する場合（一般送配電事業者の規格以外のケーブルを必要とする場合やお客さまの希望で長い配線を必要とする場合等。）。
- (2) 計量器、その付属装置及び区分装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検針、検査並びに取付け及び取外し工事が容易な場所（原則として屋外といたします。）とし、お客さまと当社及び一般送配電事業者との協議によって定めます。
- また、集合住宅等の場合で、お客さまの希望によって計量器、その付属装置及び区分装置を建物内に取り付けたときには、あらかじめ解錠のための鍵等を提出していただくことがあります。

- (3) 計量器、その付属装置及び区分装置の取付場所は、お客さまから無償で提供していただきます。また、(1)によりお客さまが設置するものについては、当社及び一般送配電事業者が無償で使用できるものといたします。
- (4) 当社又は一般送配電事業者は、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することがあります。この場合には、当社及び一般送配電事業者が無償で使用できるものといたします。
- (5) お客さまの希望によって計量器、その付属装置及び区分装置の取付位置を変更し、又はこれに準ずる工事をする場合に、当社は一般送配電事業者から請求された工事費等をお客さまに当社へ支払っていただきます。

第32条 電流制限器等の取付け

- (1) 需要場所の電流制限器等は、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。
- (2) 電流制限器等の取付位置は原則として屋内とし、その取付場所はお客さまから無償で提供していただきます。
- (3) お客さまの希望によって電流制限器等の取付位置を変更し、又はこれに準ずる工事をする場合、当社は一般送配電事業者から請求された金額をお客さまに当社へ支払っていただきます。

第33条 供給設備の工事費負担金

次のいずれかに該当し、当社が一般送配電事業者より工事負担金を請求された場合、その金額をお客さまに当社へ支払っていただきます。

- ①新たに電気を使用される場合で、これに伴い新たに施設される配電設備もしくは特別供給設備を変更する場合。
- ②お客さまの希望によって供給設備を変更する場合。
- ③①又は②に準ずる場合。

第34条 需給開始に至らない場合、又は需給開始前に変更される場合の費用の申し受け

次のいずれかに該当し、当社が一般送配電事業者より費用を請求された場合、その金額をお客さまに当社へ支払っていただきます。

- ①供給設備の一部又は全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らなかった場合。
- ②供給設備の一部又は全部を施設した後、内容を変更される場合。
- ③①又は②の場合で、実際に供給設備の工事を行わなかったときであっても、測量監督等に要した費用。

第35条 調査に対するお客さまの協力

- (1) 一般送配電事業者又は一般送配電事業者が委託した経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）は、法令で定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。調査を行うにあたり必要があるときは、電気工作物の配線図を提示していただきます。
なお、お客さまのお求めに応じ、係員は所定の身分証明書を提示いたします。
- (2) お客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社及び一般送配電事業者又は登録調査機関に連絡していただきます。

第36条 保安等に対するお客さまの協力

- (1) 次のいずれかの場合、お客さまからすみやかにその旨を当社及び一般送配電事業者へ連絡していただきます。この場合には、一般送配電事業者は、ただちに適当な処置を

いたします。

- ①お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社及び一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、又は異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合。
- ②お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、又は異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社及び一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合。
 - (2) お客さまが、一般送配電事業者の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、一般送配電事業者が保安上必要と認めるときは、使用しない期間について(1)に準じて適切な処置をいたします。
 - (3) 次のいずれかの場合には、お客さまはあらかじめその内容を当社及び一般送配電事業者に連絡していただきます。なお、この際に保安上特に必要があり、一般送配電事業者の要請があれば、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。
- ① お客さまが当社及び一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件(発電設備を含みます。)の設置、変更又は修繕工事をされる場合。
- ② 物件の設置、変更又は修繕工事をされた後、その物件が当社及び一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合。

第37条 暴力団排除に関する条項

- (1) お客さまおよび当社は、本契約締結時および将来にわたり、本契約に関わる地方自治体の定める暴力団排除に関する条例に従うものとします。
- (2) お客さまおよび当社は、現在および将来にわたり、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等その他これらに準ずる者(以下、これらを「暴力団員等」という。)および次のいずれかに該当しないことを表明し保証します。
 - イ 暴力団員等が経営を支配し又は実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ロ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ハ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ニ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (3) お客さまおよび当社は、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為を行わないことを表明し保証します。
 - イ 暴力的な要求行為
 - ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ハ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ニ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - ホ その他、上記に準ずる行為
- (4) お客さまおよび当社は、相手方が上記(2)および(3)のいずれか一にでも違反した場合は、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また、通知または催告等何らの手続きを要しないで直ちに本契約を解除することができるものとします。
- (5) お客さまおよび当社は、上記(4)に基づく解除により解除された当事者が被った損害につき、一切の義務および責任を負わないものとします。

第38条 管轄裁判所

お客さまとの電力需給契約に関する訴訟については、函館地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所といたします。

附則

第1条 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第16条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）及び回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使用電力量はその1月の使用電力量の合計電力量とします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日からその翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用します。

(4) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、(2)の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定します。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

第2条 再生可能エネルギー発電促進賦課金についての特別措置

再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた事業所に係るお客さまの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等に定めるところにしたがい、上記にかかわらず、上記(4)によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第17条第3項に規定する政令で定める割合を乗じてえた金額を差し引いたものとします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

なお、お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた場合、または再生可能エネルギー特別措置法第17条第5項もしくは第6項の規定により認定を取り消された場合は、すみやかにその旨を当社に申し出ていただきます。

第3条 燃料費調整単価

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α 、 β = 本約款別表1に定める係数

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格および1トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1

位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。なお、燃料価格 X は本約款別表 1 に定めるものとします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - X \text{ 円}) \times (2) \text{ の基準単価} / 1,000$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し次の通り適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の6月1日から 6月30日までの期間
毎年2月1日から 4月30日までの期間	その年の7月1日から 7月31日までの期間
毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の8月1日から 8月31日までの期間
毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の9月1日から 9月30日までの期間
毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の10月1日から 10月31日までの期間
毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の11月1日から 11月30日までの期間
毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の12月1日から 12月31日までの期間
毎年8月1日から 10月31日までの期間	翌年の1月1日から 1月31日までの期間
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の2月1日から 2月末日までの期間
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の3月1日から 3月31日までの期間
毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間	翌年の4月1日から 4月30日までの期間
毎年12月1日から 翌年の2月末日までの期間	翌年の5月1日から 5月31日までの期間

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

基準単価は、次のとおりといたします

1キロワット時につき19銭3厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

第 4 条 進相用コンデンサ取付容量基準

進相用コンデンサの容量は、以下のとおりとします。

1. 照明用電気機器

(1) けい光灯

進相用コンデンサをけい光灯に内蔵する場合の進相用コンデンサ取付容量は、以下によります。

使用電圧(ボルト)	管灯の定格消費電力(ワット)	コンデンサ取付容量(マイクロファラッド)
100	10	4.5
	15	5.5
	20	9
	30	11
	40	17
	60	21
	80	30
	100	36
200	40	4.5
	60	5.5
	80	7
	100	9

(2) ネオン灯 (1次電圧100ボルトとします。)

変圧器2次電圧(ボルト)	変圧器容量(ボルトアンペア)	コンデンサ容量(マイクロファラッド)
3,000	80	30
6,000	100	50
9,000	200	75
12,000	300	100
15,000	350	150

(3) 水銀灯

出力(ワット)	コンデンサ取付容量(マイクロファラッド)	
	100ボルト	200ボルト
50以下	30	7
100以下	50	9
250以下	75	15
300以下	100	20
400以下	150	30
700以下	250	50
1,000以下	300	75

2. 誘導電動機

(1) 個々にコンデンサを取り付ける場合

(a) 単相誘導電動機

電動機定格出力	馬力	1/8	1/4	1/2	1
	キロワット	0.1	0.2	0.4	0.75
コンデンサ取付容量(マイクロファラッド)	使用電圧(100ボルト)	50	75	75	100
	使用電圧(200ボルト)	20	20	30	40

(b) 3相誘導電動機（使用電圧200ボルトの場合とします。）

電動機定格出力	馬力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
	キロワット	0.2	0.4	0.8	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	19	22	30	37
コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)		15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500	600

(2) 一括してコンデンサを取り付ける場合

やむをえない事情によって 2 以上の電動機に対して一括してコンデンサを取り付ける場合のコンデンサの容量は、各電動機の定格出力に対応するイに定めるコンデンサの容量の合計とします。

3. 電気溶接機（使用電圧200ボルトの場合とします。）

(1) 交流アーク溶接機

溶接機 最大入力 (キロボルトアンペア)	3 以上	5 以上	7.5 以上	10 以上	15 以上	20 以上	25 以上	30 以上	35 以上	40 以上	45以上 50未満
コンデンサ 取付容量 (マイクロファラッド)	100	150	200	250	300	400	500	600	700	800	900

(2) 交流抵抗溶接機

第(1)号の容量の50パーセントとします。

4. その他

1. から3. によることが不相当と認められる電気機器については、機器の特性に応じてお客さまと当社との協議を踏まえ、当社と一般送配電事業者との協議によって定めます。